

議案第30号

里庄町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

里庄町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月2日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和5年6月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

里庄町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成26年里庄町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年以内」を「令和7年3月31日まで」に、「第17条」を「第18条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。